

令和4年度

第1回

那須塩原市・那須町採択地区協議会

議事録

<議事録作成者>

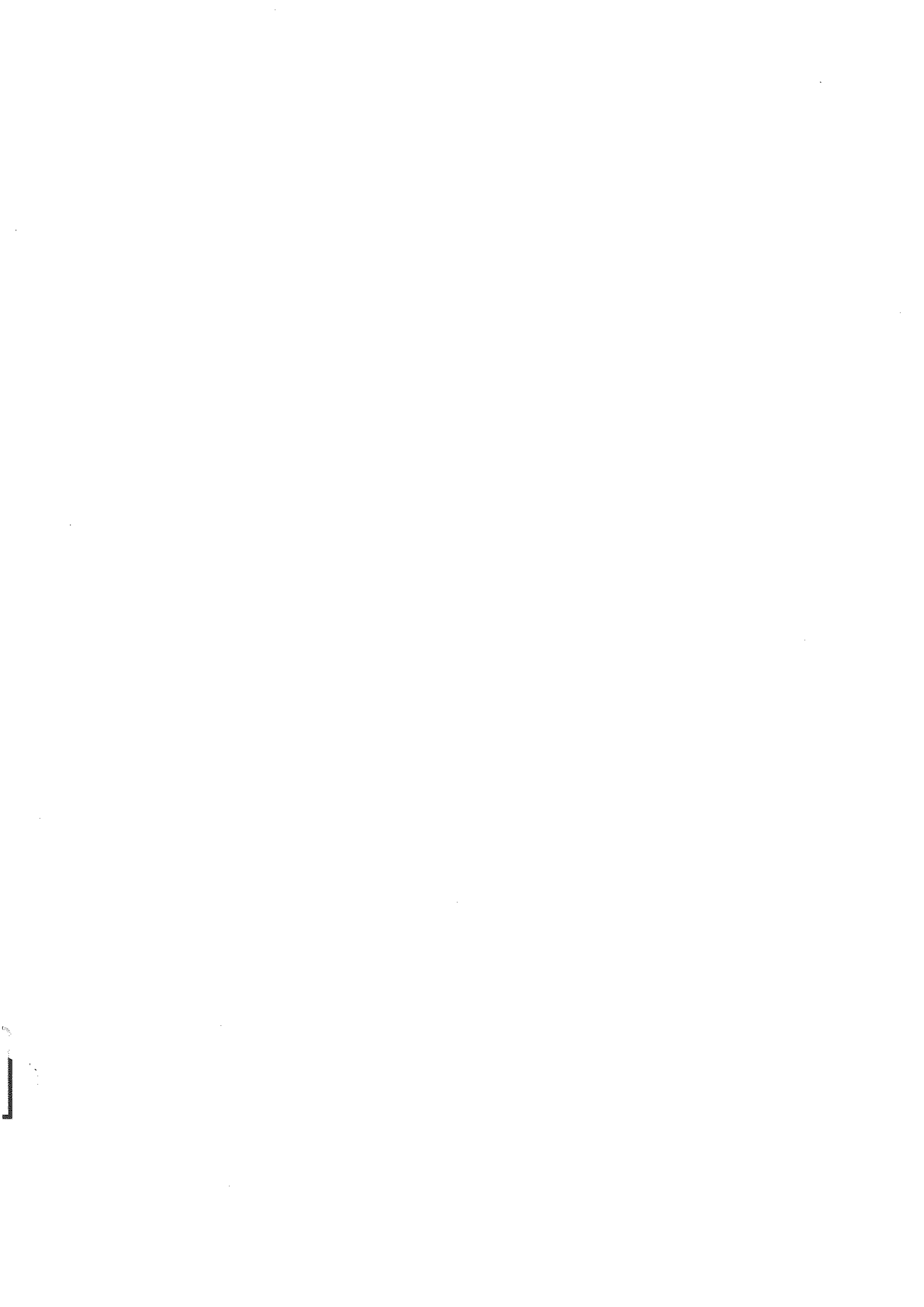
那須塩原市・那須町採択地区協議会 事務局

那須町教育委員会 指導主事

那須塩原市教育委員会 副主幹・指導主事

増子智和

福田悦子



令和4年度 第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会議事録

令和4年5月18日、午後3時より令和4年度第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会が那須町役場4階中会議室において開催され、その結果は次のとおりであります。

I 会議

1 本会議に出席した委員

那須町教育委員会	教育長	平久井好一
那須塩原市教育委員会	教育長	月井 祐二
那須町教育委員会	教育委員	菊地 厚子
那須塩原市教育委員会	教育委員	遠藤 優美
那須町教育委員会	学校教育課長	佐藤 英樹
那須塩原市教育委員会	学校教育課長	松本 正広
那須町PTA連絡協議会長		鈴木 岳
(那須町立那須高原小学校PTA会長)		
那須塩原市PTA連絡協議会副会長		常盤 学
(那須塩原市立鍋掛小学校PTA会長)		
栃木県立那須特別支援学校長		谷口 照子
那須町校長会長		遠藤 勇規
(那須町立学びの森小学校長)		
那須塩原市校長会長		小泉 秀夫
(那須塩原市立三島小学校長)		

2 本会議の事務局員

那須町教育委員会学校教育課	学校教育係長	鈴木 恵理
那須塩原市教育委員会学校教育課	副参事	内村恵美子
那須町教育委員会学校教育課	指導主事	増子 智和
那須塩原市教育委員会学校教育課	副主幹・指導主事	室井健太郎
那須塩原市教育委員会学校教育課	副主幹・指導主事	福田 悦子
那須塩原市教育委員会学校教育課	副主幹・指導主事	印南 竜彦

3 本会議の内容

(1) 確認事項

- ① 教科書採択の方法について 【資料1】
- ② 那須塩原市・那須町採択地区協議会規約について 【資料2】
- ③ 那須塩原市・那須町採択地区協議会運営要領について 【資料3】
- ④ 教科用図書採択の経過及び今後の予定について 【資料4】

(2) 議 事

- ① 教科用図書選定・採択の基本方針について 【資料5】
- ② 教科用図書選定・採択の手順について 【資料6】
- ③ 教科用図書採択関係事務日程について 【資料7】
- ④ 教科用図書選定委員会調査員について (非公開事項) 【資料8】
- ⑤ 第2回採択地区協議会における調査員からの報告、協議等の日程について 【資料9】
- ⑥ 令和3年度採択決算報告 【資料10】
- ⑦ 令和4年度予算(案)について 【資料11】
- ⑧ その他

II 議事録

1 開 会

事務局： 令和4年度第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会を開催する。本協議会規約第12条第1項による定足数を満たしているので、会議が成立することを報告する。

2 あいさつ

那須塩原市・那須町採択地区協議会長 平久井 好一

本日は、令和4年度第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会にお集まりいただいたことに感謝する。

教科書採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によって、採択の手続きが行われている。

平成26年4月の法改正により、那須塩原市と那須町の2市町が協働で採択業務を行うこととなった。本協議会が発足して8年が経過し、今年度は、会長を平久井が、副会長を月井教育長が務めさせていただくこととなった。相互に協力し、公平性を確保しながらより良い教科書を選定できるように進めたい。

本日お集まりの皆様は、それぞれの分野から教育に関する見識が深く、各分野で活躍している方々であり、協議会委員を快くお引き受けいただいたことに感謝する。教科用図書の選定は、各自治体の重要な業務として位置づけられており、公正かつ適正に採択が執り行われる上で、本協議会が大きな意味をもつものである。皆様の適切な協議によって、子供たちにとって、分かりやすく学びやすい教科書が公正に採択させるように協力をお願いしたい。

教科用図書の採択は、小学校用、中学校用、特別支援学級用と別れており、本年度は特別支援学級用の教科用図書について皆様に選定していただくことになる。できるだけ児童生徒の発達段階に合った教科用図書を供給するという意味から、毎年採択替えを行っている。皆様には、そのような観点を踏まえながら、両市町の小・中・義務教育学校の特別支援学級の児童生徒が使用する教科用図書・一般図書の選定をお願いしたい。

また、教科用図書の採択については、公平公正を期すことが強く求められている。我々も十分秘密の保持に努めるが、皆様もその趣旨に沿った適切な採択事務が滞りなく行われるように協力をお願いしたい。

7月の会議では、調査員会の調査結果を踏まえ、選定を行う。皆様には引き続き御協力をお願いしたい。

3 出席者紹介

名簿順に自己紹介

4 令和4年度 協議会の組織、委員会の確認

事務局： 資料2の説明。

規約第4条により、本協議会は委員11名をもって組織する。委員については、第5条に該当する方々に委嘱する。任期は1年で、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

また、本協議会の会長及び副会長は、規約第7条第2項により、両市町教育委員会が協議して定めた市町の教育委員会の教育長となっているので、本年度は那須町教育委員会平久井好一教育長が会長に、規約第7条第5項会長の指名するところにより那須塩原市教育委員会月井祐二教育長が副会長となった。事務局・庶務については規約第10条により、本年度は那須町教育委員会学校教育課が中心となる。

5 確認事項

(1) 教科書採択の方法について【資料1】

事務局： 資料1についての説明。

1 採択の権限

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することで、その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。つまり、市・町立の小中学校等で使用される教科書については、当該市町教育委員会に採択の権限がある。

2 採択の方法

適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会が採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者に指導・助言・援助することになっている。最終的には、採択権者が都道府県の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で1種目について1種類の教科書を採択することとなる。

3 共同採択

那須塩原市と那須町は平成27年度から「那須塩原市・那須町採択地区」を設け、共同で教科書の採択を行っている。

(2) 那須塩原市・那須町採択地区協議会規約について【資料2】

事務局： 資料2 協議会規約についての確認。

第1条、本日の協議会の大きな役割は、那須塩原市・那須町採択地区内の市・町立の小・中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書採択について協議を行い、その結果を教育委員会に通知すること。そのために、第4章第16条第1項～第3項に規定する調査委員会を組織し、調査員を委嘱して、採択事務を補佐することとする。調査員の任命・委嘱等については、後ほど提案する。

会長： 規約（案）について承認を諮る。

委員： 全会一致で承認

会長： 全会一致で承認された。（案）の文字を削除願いたい。

(3) 那須塩原市・那須町採択地区協議会運営要領について【資料3】

事務局： 資料3について説明。

採択地区協議会規約第12条第3項「運営に必要な事項」が、この「採択地区協議会運営要領」になる。協議会及び調査委員会の運営における、「会議の非公開」「傍聴」「開示」について提案する。非公開事項について、協議

会規約に定めるものの他、調査員の承認、調査員会、希望調査の結果説明については、公正確保の観点から、非公開とする。

傍聴について、開示については、要領（案）に定めた方法で行いたい。
以上の点で協議をお願いしたい。

会 長： 時間をとって内容の確認後質問を受ける。

委 員： 質問なし。

会 長： 承認を諮る。

委 員： 全会一致で承認。

(4) 教科用図書採択の経過及び今後の予定について

事務局： 資料4について説明。

今年度は小・中・義務教育学校の特別支援学級用の教科書の採択の年度となる。毎年の採択替えとなることを確認。

会 長： 質問を受ける。

委 員： 質問なし。

6 協議事項

(1) 教科用図書選定・採択の基本方針について【資料5】

事務局： 資料5について説明。

それぞれの項目ごとに要点の説明。

1 選定・採択の基本

選定に当たっては、県教育委員会の調査研究資料及び教科書展示会により、すべての教科用図書について十分調査研究するとともに、実際に使用する学校の教職員の意見や希望を反映させて、公正、適切な考察のもとに那須塩原市・那須町両市・町の小・中・義務教育学校の実情に即して、選定に当たることになっている。

2 選定・採択の公正確保

採択の公正を確保するために十分配慮し、厳重に注意して選定に当たる。
また、調査員の選任に当たっても公正を期する。

3 選定・採択の方法

文部科学省 教科書目録に掲載された教科書の中から選定する。
ただし、学校教育法 附則第9条に規定する、いわゆる特別支援学級用の教科書については、この限りではない。

4 本年度採択する令和5年度 使用教科書

小・中・義務教育学校 特別支援学級用の教科書となる。

5 調査員の組織及び運営について

調査員をおく種目及び調査員数は、次の表のとおり、特別支援学級に関して、小学校・中学校それぞれ3名とし、合計6名を予定。なお、調査作業の充実を図るために、栃木県教科用図書選定審議会において調査員に委嘱された方については、本協議会の調査員として優先的に委嘱する。

6 採択の希望調査の実施

採択地区内の特別支援学級のある小・中・義務教育学校には、採択希望調査を実施し、提出された希望調査結果を調査員の資料として活用する。

7 選定・採択に関する日程

この点については、この後提案する。

- 8 那須塩原市・那須町 採択地区協議会の経費
委員及び調査員への謝金や旅費等の経費は、協議会が負担する。
以上、検討をお願いします。

会 長： 承認を諮る。
委 員： 全会一致で承認。
会 長： 全会一致で承認された。(案)の削除願いたい。

(2) 教科用図書選定・採択の手順について【資料6】

事務局： 資料6について説明

この後2回の調査員会の後、第2回目の協議会を開催し、そこで選定作業を行い、その内容を両市町教育委員会に通知する。

補足として、法律により、使用する前年度の8月31日までに採択を行わなければならない。事務手続上、両市町教育委員会は7月中にそれぞれの教育委員会において採択を決定することとなる。

以上、選定・採択の手順について検討をお願いします。

会 長： 意見や質問をお願いしたい。
副会長： 第2回採択地区協議会において、調査員からの報告があるが、分かりやすい報告や説明となるような工夫を検討しているか。
事務局： 特別な配慮や支援を必要なお子さんが使うという視点に基づき、調査員の方々に調査していただく。提案する本の良さや見やすさ、新たに加えたものなどについて、具体的なことが分かるように教科書実物を用意したり、ページを示したりする予定である。また、変更した等を重点的に説明すると共に、スライドや実物投影機等を使用して、視覚的に分かりやすい説明を行いたい。
副会長： 提案する教科書のメリットなど、調査員の思いがコンパクトに伝えられるように検討を願いたい。また、このことを事前に調査員に伝え、調査をする段階から説明するときのことを考えて調査を行う必要もある。委員の方々が、よりよく審査できるように準備をお願いしたい。
委 員： 昨年の審査において、特別支援学級用教科書で分かりづらい記載があった。書籍の会社で改定したものとそうでないものなど、改定の意味において混乱があった。記号を変えるなどして混乱がないように願いたい。
事務局： 記号の記載方法を工夫し分かりやすくしたい。
委 員： 第2回協議会の前までに、教科書実物を見る機会があるか。
事務局： 両市町で教科書の展示会がある。那須塩原市では6月1日から7月1日まで、那須町では6月2日から6月30日まで展示される。広く多くの人に見てもらえるように、各学校ホームページや市ホームページにて事前展示、法定展示について周知している。
会 長： 今回初めて那須町が教科書採択協議会の会場になった。第2回協議会ではどのような会場の設定、配置で行うか。
事務局： スクリーン、プロジェクター等を会場の正面に設置する。教科書等は会場の中心に置く予定である。
会 長： 承認を諮る。
委 員： 全会一致で承認。
会 長： 承認されたので(案)の文字を削除願いたい。

(3) 教科用図書採択関係事務日程について【資料7】

事務局： 資料7について説明。

資料の日程で選定を進める。6月1日から7月1日にかけて教科書展示が開催される。

各学校に「採択希望調査票」を配布し、第2回の調査員会までには回収し、調査資料とする。展示会場は、那須塩原市図書館みるる内の教科書センターに加え、那須展示会場として、那須町役場でも展示予定である。

7月12日に第2回の採択地区協議会を開催し、調査員からの報告を受け、教科書の選定を行う。会場は那須塩原市西那須野庁舎となる。

那須塩原市では7月28日に開催予定の教育委員会、那須町では7月29日に開催予定の教育委員会にて、協議会の結果を報告し、教育委員会による採択を行う。

採択決定後、両市町教育委員会事務局が需要票をとりまとめ、8月10日(水)には、県の教育委員会に報告を済ませる。

以上、検討をお願いしたい。

会長： 意見や質問をお願いしたい。

委員： 事前展示と法定展示の違いは何か。

事務局： 法に基づき、定められた期間内に14日間展示することが法定展示である。事前展示は、会場によりその期間の前に展示するものである。休館日ののぞいて14日間の法定展示を行っている。那須塩原市では、那須塩原市図書館みるる内教科書センターにおいて、常時展示している。

副会長： 教科書が展示される具体的な場所について説明を願いたい。

事務局： 那須町では、那須町役場1階、西側入口から入ってすぐの部屋。那須塩原市では、那須塩原市図書館みるる2階、インフォメーションセンターの左手にある。

会長： 事務局案で承認を諮る。

委員： 全員一致で承認。

会長： 承認されたので、(案)の文字を削除願いたい。

(4) 教科用図書選定委員会調査員について【資料8】

～非公開部分～

(5) 第2回採択地区協議会における調査員からの報告、協議等の日程について【資料9】

事務局： 資料9について説明。

「1 調査員からの報告方法」について

事務局： 調査員の先生方には、資料15-1～2の様式に従って、各教科書について調査研究資料を作成していただく。特別支援学級用につきましては、本来ならその資料を基に、調査研究を行った全ての教科書について、その特徴等を報告すべきところだが、審議の充実と時間短縮を考慮し、本年度、新たに加えた教科用図書についての特徴を中心に調査結果を報告するかたちを提案する。

まずは、以上のような調査報告でよろしいか、検討をお願いしたい。

会長： 意見や質問をお願いしたい。

委員： 説明をいただくのは、新たに加えた教科用図書とありますが、今まで使っていた教科書から外されたものの理由もお願いしたい。

「2 協議の方法、日程について」事務局から説明。

事務局： 資料のとおり。まず、調査員の代表により、それぞれの教科について調査結果の報告を受ける。報告終了後、質疑応答の時間をとるので、質問等があったら、そこで願います。

質疑応答が終わったら委員全員で協議を行い、両市町の特別支援学級で使用する教科用図書としてふさわしいと思われる全ての教科用図書について選定していただきたい。

当日、実際に教科書を御覧いただく時間があまりないので、6月1日から始まる教科書展示会に足をお運びいただきたい。

以上のような日程でよろしいか、御検討をお願いしたい。

会 長： ただいま、事務局から提案のあった「調査員の報告方法」「協議の方法、日程」について、意見や質問があったらお願いしたい。

会 長： 承認を諮る。

委 員： 全会一致で承認されたので（案）の文字を削除願いたい。

(6) 令和3年度決算報告【資料10】

事務局： 資料10の説明

事務局： 決算報告及び監査より監査報告を実施

会 長： 決算報告、監査報告について質問・意見を承る。

委 員： 支出の部の事務費について、予算額を大きく上回っている支出になっていますが、内容をお聞きしたい。

事務局： 昨年度はUSBメモリー等を購入したため、費用がかかった。今年度は、昨年度購入したUSBメモリーを再使用する予定である。

会 長： 令和3年度決算報告について承認を諮る。

委 員： 全会一致で承認。

会 長： 決算報告については承認された。

(7) 令和4年度予算（案）について【資料11】

事務局から説明

事務局： 昨年度から収入を減らした主な理由は、調査員が大幅に減っていること。

会 長： 質問・意見を伺う。

会 長： 承認を諮る。

委 員： 全会一致で承認。

会 長： 全会一致で承認されたので、（案）を削除願いたい。

(8) その他

特になし

会 長： 以上で審議事項は終了。スムーズな進行に対する御協力に感謝。

7 その他

(1) 令和4年度使用一般図書採択一覧表について

事務局： 各小・中・義務教育学校用で、使用されている教科用図書の一覧表である。

(2) 令和4年度使用特別支援学級教科用図書採択一覧表について

事務局： 「資料13-1」からは、特別支援学級用で使用されている教科用図書の一覧表である。

(3) 令和5年度使用教科用図書採択希望調査票について

事務局： 実際に使用する学校の意見や希望を反映させながら、公正、適切な教科用図書採択をするため、採択地区内、特別支援学級を有する小・中・義務教育学校に採択の希望調査を実施。

この後、様式を各学校に送付する。先ほど承認いただいた日程に従って、希望調査を行う。

(4) 令和5年度使用教科用図書調査研究資料について

事務局： 本年度、調査員の方に作成していただく研究資料の様式である。調査員の方に、1つの教科用図書につき1枚、研究資料を作成していただく。

(5) 令和5年度使用教科用図書採択の基本方針等について

事務局： 県の第1回審議会における教科用図書採択の基本方針である。

(6) 令和5年度使用教科書の採択及び採択事務処理について

事務局： 教科書採択について、文部科学省から出されている各種通知を配布させていただいた。この通知に従って、採択事務を進めていく。詳細は後ほどご覧いただきたい。

8 閉 会

事務局： 以上で、第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会を閉会とする。

この会議録は、事実と相違ないことを署名する。

議事録署名

那須町教育委員会学校教育課長

佐藤英 稯 

那須塩原市教育委員会学校教育課長

松本正 広 